

社援保発 0712 第 1 号  
令和 6 年 7 月 12 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（ 公 印 省 略 ）

旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決等に伴う  
生活保護制度における取扱いについて（通知）

旧優生保護法国家賠償請求訴訟については、令和 6 年 7 月 3 日の最高裁判所の判決において、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で国家賠償法上の違法を認める判決がなされ、当該判決等により確定した判決に基づき、当該訴訟の原告に対する損害賠償金の支払いが行われる。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対しては、当該者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号。以下「法」という。）」が施行されているところ、法の施行に当たっては、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の生活保護制度における取扱いについて」（平成 31 年 4 月 24 日社援保発 0424 第 3 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、当該一時金が支給された場合の取扱いについて、法の趣旨に鑑み、収入として認定しないこととしている。

当該判決の趣旨及び当該一時金の取扱いに鑑み、生活保護受給者に、旧優生保護法国家賠償請求訴訟について、確定した判決に基づき、当該訴訟原告に対する損害賠償金が支払われた場合の取扱いについては、収入として認定しないこととするので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準としたので申し添える。